

保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

令和2年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準を拡大します。一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低いかたの均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。

所得の低いかたの均等割額の軽減

●軽減判定所得基準

| 令和元年度 | 軽減割合 | 軽減判定所得基準 | 令和2年度 | 軽減割合 | 軽減判定所得基準 |
|-------|------|------------------------|-------|------|--------------------------|
| | 5割 | 33万円+(28万円×世帯内の被保険者の数) | | 5割 | 33万円+(28.5万円×世帯内の被保険者の数) |
| | 2割 | 33万円+(51万円×世帯内の被保険者の数) | | 2割 | 33万円+(52万円×世帯内の被保険者の数) |

●軽減割合

| 軽減判定所得基準 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------------------------------------|---------|----------|-------|
| 33万円以下の場合 | 下記以外の場合① | 8.5割(※) | 7.75割(※) | 7割 |
| | 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合② | 8割(※) | 7割(※) | |

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されました。②のかたは、①のかたより社会保障充実策が強化されているため、令和元年度と令和2年度で①のかたの軽減割合より低くなります。

●令和2年度軽減判定所得基準

| 軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計) | | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---------|----------|
| 33万円以下 の場合 | 下記以外の場合 | 7.75割軽減 | 9,765円 |
| | 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合 | 7割軽減 | 13,020円 |
| 33万円+(28.5万円×世帯内の被保険者の数)以下の場合 | | 5割軽減 | 21,700円 |
| 33万円+(52万円×世帯内の被保険者の数)以下の場合 | | 2割軽減 | 34,720円 |

- 軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減を適用しますので、申請の必要はありません。
- 軽減判定の対象となるかたの所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。
- 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- 65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたの「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」は、かかりません。

- 国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であったかたは対象になりません。
- 「所得の低いかたの均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

